



目次	ページ
規則	
◎高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○県統計調査の実施 (統計課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (経営支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (治山林道課)	3
○公共測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (道路課)	3
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	3
公告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (2件) (農地・担い手対策課)	4
○収去飼料の試験結果の公表 (畜産振興課)	5
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (税務課)	5

規則

高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第43号

高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第76号）附則の規定に基づき、

同条例の施行の日は、平成27年6月1日とする。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第44号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

鏡水	全ての番号	3,905円
----	-------	--------

」

を

鏡水	15	2,903円
	上記の番号以外の番号	3,341円

」

に改める。

附則

（施行期日）

- この規則は、平成27年6月1日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき共同施設駐車場の使用料については、なお従前の例による。

告示

高知県告示第270号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県職場の健康づくり実態調査
- 調査の目的
高知県須崎福祉保健所管内の事業所における従業員の健康づくりの取組を把握し、働き盛りの健康づくりの重要性を知らせることにより、業種団体、事業主及び衛生担当者の従業員の健

康づくりに対する意識を高めるため。

3 調査対象の範囲

- 地域
高知県須崎福祉保健所管内の全域（須崎市並びに高岡郡土佐町、構原町、津野町及び四万十町）
- 単位
事業所
- 属性
従業員数20名以上の全ての事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
ア 事業所の名称
イ 事業所の所在地
ウ 担当者名
エ 従業員数
オ 業種
カ 衛生推進体制
キ 健康管理の取組
ク たばこ対策の状況
ケ 運動指導の状況
コ メンタルヘルスケアの状況
サ 栄養（飲酒を含む。）指導の状況
シ 保健指導（睡眠及び口腔保健）の状況
ス 従業員の健康課題
- その基準となる期日
平成27年4月1日

5 報告を求める者

- 数
200事業所（概数）
- 選定方法
平成21年経済センサス基礎調査の名簿に基づき、従業員数20名以上の全ての事業所を選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が事業所に報告を求める。
- 調査方法
郵送した調査票を高知県須崎福祉保健所の職員が事業所を訪問し、回収する。

7 報告を求める期間

平成27年5月15日から同年7月31日まで

高知県告示第271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ御座店
高知市北御座402番地2ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役 高橋 宰

(変更後)

名 称 DCMダイキ株式会社
代表者 代表取締役 小島 正之

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) ダイキ御座店

(変更後) DCMダイキ御座店

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役 高橋 宰

(変更後)

名 称 DCMダイキ株式会社
代表者 代表取締役 小島 正之

(5) 変更年月日

平成27年3月1日

(6) 変更理由

代表者の変更及び「DCM」のブランド力強化のため

2 届出年月日

平成27年4月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第272号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社フジ 代表取締役社長 尾崎 英雄

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ四万十店
四万十市具同2625番1ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社フジ
代表者 代表取締役社長 時任 紀邦

(変更後)

名 称 株式会社フジ
代表者 代表取締役社長 尾崎 英雄

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) ダイキ四万十店

(変更後) DCMダイキ四万十店

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役 大亀 文夫

(変更後)

名 称 DCMダイキ株式会社
代表者 代表取締役 小島 正之

(5) 変更年月日

平成27年3月1日

(6) 変更理由

代表者の変更及び「DCM」のブランド力強化のため

2 届出年月日

平成27年4月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市商工課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之

(2) 届出者の住所

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ野市店
香南市野市町西野カノ丸1205番地1ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 ダイキ株式会社
代表者 代表取締役 高橋 宰

(変更後)

名 称 DCMダイキ株式会社
代表者 代表取締役 小島 正之

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) ダイキ野市店

(変更後) DCMダイキ野市店
 ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)
 名 称 ダイキ株式会社
 代表者 代表取締役 高橋 宰
 (変更後)
 名 称 DCMダイキ株式会社
 代表者 代表取締役 小島 正之

(5) 変更年月日
 平成27年3月1日

(6) 変更理由
 代表者の変更及び「DCM」のブランド力強化のため

2 届出年月日
 平成27年4月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 香南市商工水産課

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第274号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成27年5月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成8年12月農林水産省告示第1901号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第275号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成27年5月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成8年12月農林水産省告示第1972号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第276号
 安芸土木事務所長から平成26年11月高知県告示第642号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成27年5月15日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第277号
 安芸土木事務所長から平成27年2月高知県告示第62号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成27年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成27年5月15日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第278号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年5月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年5月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 中土佐佐賀
 3 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
---	---	-----	-------	---	---

	後の別	(メートル)	(メートル)
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番36	前 A	6.0 } 19.5	94
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番36 から 高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番34 まで		B	18.0 } 52.4
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番36	後 A	6.0 } 19.5	94
高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番36 から 高岡郡中土佐町矢井 賀字後山乙520番34 まで		B	18.0 } 69.0

高知県告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 平成27年5月15日
 高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ル ノ丸	1754番6	4.91	21.41	

高知県告示第280号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規

定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島1番77号	片島地区長 有田 登	〃

備施設			
宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 松田 雄三	〃
宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16号	小筑紫地区長 小海 苗実	〃

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
 - 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
宿毛市字須々木36番地
有限会社大串農園 代表取締役 大串 謙二
 - 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
幡多郡黒潮町出口字シンガイ3122番
- 申請年月日
平成27年3月23日
- 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 縦覧の期間及び時間
平成27年5月15日（金）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101

号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
 - 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市川北乙751番地
堀内 一幸
 - 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
安芸市川北字矢落乙761番1、乙762番及び乙763番1
- 申請年月日
平成27年5月1日
- 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 縦覧の期間及び時間
平成27年5月15日（金）から同月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成27年1月30日に収去した飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

製造事業所等の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
岡山県倉敷市 日本農産工業株式会社水島工場	高知市 アグリビジネス高知株式会社	ノーサン印若令牛育成用配合飼料 ニューグローアールキー （若令牛育成用配合飼料）	平26. 12	栄養成分等（粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びりん）	無
〃	〃	土佐ジロー専用飼料 ジロー一邑D （成鶏飼育用配合飼料）	平27. 1	〃	〃
〃	〃	ノーサン印肉豚肥育用配合飼料 エコミート （肉豚肥育用配合飼料）	平26. 12	〃	〃

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務電算システム運用保守管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
29,484,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車税オンライン事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
32,076,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため